

議案第69号

西海市大島子育て支援多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

西海市大島子育て支援多世代交流センターの設置及び管理に関する条例案を次のとおり提出する。

令和8年9月4日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例 号

西海市大島子育て支援多世代交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、子どもの健全な育成及び子育て家庭への支援を図るとともに、子どもを中心とした多世代の交流及び地域活動を促進し、もって地域福祉の向上に資するため、西海市大島子育て支援多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市大島子育て支援多世代交流センター
- (2) 位置 西海市大島町1812番地38

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、センターの管理を地方自治法第244条の2第3項及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例

第9号)の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子育て支援、子どもの健全育成、多世代交流及び地域活動に関する事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可及び利用の制限に関する業務
- (3) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して市長が必要と認める業務

（利用の許可）

第5条 センターの施設又は設備の全部又は一部を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 市長は、センターを利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可せず、利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備又は物品を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) センターの設置目的に反する利用をするおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として利用するとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときを除く。
- (5) 西海市が設置した公の施設の利用規制に関する条例（平成17年西海市条例第66号）第2条又は第3条に規定する処分の対象となるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用の許可を受けた目的以外に利用したとき。

(3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、センターを利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用の許可を受けた目的以外にセンターを利用してはならない。

(使用料)

第9条 センターの使用料は、無料とする。

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第7条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(西海市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 西海市児童館の設置及び管理に関する条例(平成17年西海市条例第127号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第3条第1項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。